

第321回定期宗会

第321回定期宗会（園城義孝議長・内田孝副議長）を2月22日から3月3日までの10日間の会期で開催しました。令和5年度の宗務の基本方針案とその基礎となる予算案を審議。全議案を原案の通り可決しました。令和5年度の宗派一般会計の予算総計は前年度比1億2千万円増額の46億5千万円となりました。



開会式を2月22日に行い、勤行、ご門主様のご教辞と続き、園城議長が挨拶。引き続き本会議で、鳥飼睦夫副議長の辞任に伴う副議長選挙が行われ（詳細は14頁）、新副議長に内田孝議員（和歌山教区・門徒）を選出しました。その後、総長の執務方針演説では、石上総長から『新しい「領解文』（浄土真宗のみ教え）に学び、行動する「伝わる伝道」の実践』を宗務の基本方針として掲げ、宗務運営の重点的事項の説明がありました。

続いて通告質問では21人が順に登壇し（詳細は2頁～14頁）、聖典編纂事業の継続や新しい賦課制度など多岐にわたる宗門の課題や現状、新しい「領解文」唱和の推進についての質疑を行いました。

2月27日には、議案を上程し、総局からの提案理由の説明を受け、質疑の後、財務議決議案のうち、宗派一般会計は第1予算審査会（清岡大地会長）に付託、各種特別会計は第2予算審査会（河原善雄会長）に付託し其々熱心に審査を行いました。

3日の本会議では、各会長から審査会の報告があり、採決の結果、宗務の基本方針にかかる議決議案及び令和5年度予算にかかる財務議決議案の全議案を原案通り可決しました。その後、『新しい「領解文』（浄土真宗のみ教え）唱和に関する請願が上程され、採決の結果不採択となりました。

引き続き、常務委員会常務委員の欠員にかかる指名報告、次期宗会運営委員会委員の指名が行われ、全日程を終了しました。

開会式を2月22日に行い、勤行、ご門主様のご教辞と続き、園城議長が挨拶。引き続き本会議で、鳥飼睦夫副議長の辞任に伴う副議長選挙が行われ（詳細は14頁）、新副議長に内田孝議員（和歌山教区・門徒）を選出しました。その後、総長の執務方針演説では、石上総長から『新しい「領解文』（浄土真宗のみ教え）に学び、行動する「伝わる伝道』の実践』を宗務の基本方針として掲げ、宗務運営の重点的事項の説明がありました。

続いて通告質問では21人が順に登壇し（詳細は2頁～14頁）、聖典編纂事業の継続や新しい賦課制度など多岐にわたる宗門の課題や現状、新しい「領解文」唱和の推進についての質疑を行いました。

2月27日には、議案を上程し、総局からの提案理由の説明を受け、質疑の後、財務議決議案のうち、宗派一般会計は第1予算審査会（清岡大地会長）に付託、各種特別会計は第2予算審査会（河原善雄会長）に付託し其々熱心に審査を行いました。

3日の本会議では、各会長から審査会の報告があり、採決の結果、宗務の基本方針にかかる議決議案及び令和5年度予算にかかる財務議決議案の全議案を原案通り可決しました。その後、『新しい「領解文』（浄土真宗のみ教え）唱和に関する請願が上程され、採決の結果不採択となりました。

引き続き、常務委員会常務委員の欠員にかかる指名報告、次期宗会運営委員会委員の指名が行われ、全日程を終了しました。

目次

第321回定期宗会	1	第1・2予算審査会名簿	15
通告質問ダイジェスト	2	永年在職議員表彰	16
副議長選挙	14	宗会運営委員会名簿	16
議決議案一覧	15	宗会議員物故者追悼法要	16

通告質問ダイジェスト

* 親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年
慶讃法要（以下、慶讃法要）
* 新しい「領解文」（浄土真宗のみ教え）（以下
新しい「領解文」）

- ①無住寺院（代表役員が不在）と
②法人統合や解散にかかる地元の
宗教法人法について
③無住寺院の賦課金告知にかかる
事務推進について
事務軽減方策について



菅原俊軌議員
(山陰・)

問 2021年度版『宗勢要覧』では全教区の無住寺院（代表役員不在で合併、解散、包括関係解除など事務手続き進行が不可能な寺院）は169か寺です。その賦課金の全額免除申請の事務は、当該組や組内寺院で毎年行われますが、これは、宗派並びに教区の収納に至らない果実無き事務です。将来活性化が見込めない宗教法人を点検し、統合整理を強力に進めるべきです。そこで、3点質問します。

① 「寺院合併の手続き」の「全門徒の署名捺印」など事務手順を改訂してはどうですか。

② 法人の解散を行える特命住職の任命制度など、「宗教法人法」第50条第3項に基づき引き受け手のない残余財産を国庫に帰属させ解散することができる他宗派（浄土宗）の事例を参考にする考えはありますか。

③ 毎年、同一寺院から長期にわたり賦課金の減免や延納の申請が当該教区の常備会、係る委員会に出されていますが、時間をかけても収納に至らないうえ、組長、組内寺院、宗務員の負担が増すだけです。寺院の環境や状況、賦課金減免申

役職者の女性登用はあります、宗会議員はなく、教団の全僧侶約3万1000人の約3分の1の女性の僧侶宗会議員は1人も選出されていません（門徒議員は過去に1人）。教団の存続、意思決定や運営面にインパクトをもたらし活性化すべく、一般社会以上にあらゆる部門に女性の参画が必要と考えます。宗会議員の女性枠を設け、大多数が女性の「坊守」が選挙権、被選挙権を得られるよう法改正を行うための専門部会の設置を求めます。

③不公平感解消を目的に検討中の賦課制度の「護持口数、門徒戸数」を各寺院の收支計算書や決算書に基づく「寺院収入」に代える新たな基準では門徒が負担してきた教団の維持費は今後、寺院が負担すると受け止める可能性を危惧します。この変化は、教団と門徒の距離感を広げます。賦課基準の見直しについての第2次答申による新たな制度が不可避なら、寺院収入を裏付ける門信徒の実数に対する賦課金であることを明示すべきです。

①門徒講懇志はあくまでもお気持ちによる懇志であり、参拝教化部長から教務所、組事務所、及び全国ご寺院に等しく依頼し勧励しております。一般寺院の私的な院号の交付を総局が把握した場合、教区や組と連携し個別に対応し、事例により、監正局に宗門懲戒の申告を行います。近年では僧籍剥奪となつた事案もあります。帰敬式、得度式の執行は本山典令で、本願寺住職の職務として規定されています。また法名の授与に関する寺達第2条で、「法名は、得度式を受けた僧侶及び帰敬式を受けた寺族又は門徒に對して、本願寺住職が授与する」と規定されており、得度式、帰敬式は本願寺住職が執行され、本願寺住職から法名を授かるというものです。なお、2月に開催された本願寺評議会で議決された令和5年度寺務の基本方針の一つに、持続可能な財政基盤の確立のための推進事項には、「帰敬式の本山及び地方での執行回数の増加が掲げられました。法名をいただかれたご門徒が増えることで、「家の宗教の中に私の宗教を育む」にも則していると考えます。

問

浅野 弘毅 議員
(四州・僧侶)

①浄土教の教え、お念佛のみ教えは、分別的理性をもつて理解することができないものとして説かれています。「伝える伝道」から「伝わる伝道」への転換を図るべく

浅野弘毅議員
(四州・僧侶)

- ## ② 地方寺院の実態把握とその対策について

役職者の女性登用はありますが、宗会議員はなく、教団の全僧侶約3万1000人の約3分の1の女性の僧侶宗会議員は1人も選出されていません（門徒議員は過去に1人）。教団の存続、意思決定や運営面にインパクトをもたらし活性化すべく、一般社会以上にあらゆる部門に女性の参画が必要と考えます。宗会議員の女性枠を設け、大多数が女性の「坊守」が選挙権、被選挙権を得られるよう法改正を行うための専門部会の設置を求めます。

③不公平感解消を目的に検討中の賦課制度の「護持口数、門徒戸数」を各寺院の收支計算書や決算書に基づく「寺院収入」に代える新たな基準では、門徒が負担してきた教団の維持費は今後、寺院が負担すると受け止める可能性を危惧します。この変化は、教団と門徒の距離感を広げます。賦課基準の見直しについての第2次答申による新たな制度が不可避なら、寺院収入を裏付ける門信徒の実数に対する賦課金であることを明示す

②宗会議員は選挙で選ばれ、法規上の機会は男女間わず均等であると理解しています。しかし、女性の僧侶宗会議員では過去に複数の選挙区で立候補者はありましたが当選には至りませんでした。宗会議員に女性枠を設けるなど、ご提案を具体化するための専門部会の設置については、宗会議員の定数、資格、選出方法など、宗会制度の基本的事項に関することは、「宗会に関する調査検討委員会」の所掌事項であり、同委員会は、調査検討に必要がある事項については、宗会議長を通じ、宗務関係機関に対し、資料の提出及び収集、または関係職員の協力を求めることができます。宗会の諸課題については総局としても同委員会と連携して取り組んでいければと考えています。

③2月15日付で宗門財政構想委員会から「賦課基準の見直しについて（第3次答申）」の提出がありました。賦課制度に関する専門部会では、第2次答申の提出後、令和4年度開催の公聴会等で

請の履歴などを考慮し、解散に至るまでの賦課金の告知と、減免手続きの有効な考えはありませんか。

① 「寺院合併の手続き」で、寺院合併の際には、門徒全員の署名捺印が望ましいが、得られない場合には、届出門徒戸数の3分の2以上の同意のうえ、その理由書を添付することとしています。この合併手続きは、門徒総代の同意を得て、法人の議決機関である責任役員会で議決し、公告がなされれば要件を満たしますが、合併手続きは極めて重要な行為であり、寺院全体の意思であるのか、包括宗教法人として確認するため、署名捺印を求めている状況です。

② 浄土宗寺院の事例は、全日本仏教会や文化庁等と情報をお共有しています。担当部の寺院活動支援部では、過疎対応支援員や、解散の多い教区教務所にこの事例を報告し、同様な寺院があるか確認しましたが、該当する寺院はない状況でした。担当部では、教務所を通じて不活動宗教法人の調査を定期的に行つており、報告があつた寺院への対応は、教務所を通じて個別に行っています。議員のご意見をはじめ、他教団の取り組み等、引き続き情報収集や調査を行なながら、対応等を検討していきます。

③ 賦課金の減免は、「賦課金規程」第22条第1項に「賦課金の納付が困難なときは、賦課金の延納及び減免を申請することができる」と規定されています。減免申請は、賦課金の減免審査会で、そ



松野尾慈音議員
(東海・僧侶)

問 ① 門徒が強い不公平感を覚えて不思議ではない門徒講懇志の進納率の差が、教区間で最大300倍ある状態について長年是正しない理由と、院号交付に伴う収入が大部分を占める門徒講懇志収入に寺院が私的に交付する院号で不平等が生じている問題について、今後の対応をお答えください。院号は、「家の宗教」の衰退で減少が予想されます。「家の宗教の中に私の宗教を育む」観点から院号ではなく、私の名乗りを頂くための帰敬式を一般寺院で行えるよう帰敬式規程の見直しを強く求めます。

② 教団の男女共同参画の具体的な取り組みに宗務員

専門用語などの平易化に努めることは結構ですが、慶讃法要をお迎えするにあたり、教義上最も重要な「横超他力」をどう伝えるかという施策を明確に打ち出すべきです。

②日本には約7万の仏教系寺院があるといわれていますが、人口減少の影響などで2040年には約5万に減少するとされています。一方で、少子高齢化などによる多死社会の到来で、葬儀の件数は増えていますが、新型コロナの影響もあり、葬儀の簡略化が進み、家族葬や、僧侶抜きの直葬が増えていいます。こういう状況にあって、過疎化の進行などで大変厳しい現状の地方寺院の実態把握、そして、都市開教も含めた、困窮する地方寺院対策はどうなっていますか。

①宗祖の教説論は、教えの内容で区分する二双四重判です。まず、一歩ずつ坂道を上るように修行する聖道門と、阿弥陀仏の弘誓の舟に乗せられて浄土に往生する浄土門とに二分されます。この豎と横の座標軸と、悟りに至る時間が速い（超）遅い（出）という座標軸を組み合わせ、釈尊一代の經典を4通りに区分されます。このうち、直ちに悟りへと至る浄土門を「横超」とされました。そして二双四重判によつて、「淨土三部經」が眞実の經典であることを導き出されました。この宗祖の結論ともいへべき到達点を「横超他力」と申します。ご指摘の通り宗祖の基本姿勢は「顕眞実」であります。

②第11回宗勢基本調査には、回答した全体の寺院の半数が、新型コロナの影響で収入が1割から3割減少したとあります。が、総務省の基準に基づく過疎指定地域と、その他の地域にそれほどの差異は認められません。また、寺院の法務では「年忌法要」に新型コロナの影響が色濃く出ていています。また、過疎指定地域では「会食・お斎などの減少」が、都巿部を含むその他の地域では「仏事の減少や近隣寺院との関係性の希薄化」が問題視される傾向にあります。新型コロナにおける寺院活性化の具体策では、令和2年度・3年度は、賦課金納付にあたり第一種・第二種賦課金告知額の20%、令和4年度は10%を「寺院教化助成費」として交付しています。また、教区寺院振興対

定期宗会議事日程	
2月22日 (水)	開会式 副議長選挙 総長執務方針演説 決算報告 監査報告 本願寺執行長報告 財務方針演説 通告質問
2月23日 (木・祝)	休会
2月24日 (金)	通告質問
2月25日 (土)	休会
2月26日 (日)	休会
2月27日 (月)	通告質問 議案上程 提案理由説明 上程議案に対する質疑 審査会付託 (審査会)
2月28日 (火)	(審査会)
3月1日 (水)	追悼演説 (追悼法要) (審査会)
3月2日 (木)	会長中間報告 永年在職議員表彰
3月3日 (金)	議決議案採決 各審査会会長報告 会長報告に対する質疑 財務議決議案採決 請願上程 請願理由説明 請願採決 常務委員指名報告 宗会運営委員指名 閉会式

策委員会で各地域の特性に応じた対策が実施され、中央寺院振興対策委員会でその情報を各教区及び過疎対応支援員に還元し、支援員間の情報共有、支援員の研修も行っています。首都圏では、布教所などの開設、都市開教事務員の募集、法務委託代行制度の活用、離郷門信徒の集いなどの取り組みを周知、奨励していきます。また、僧侶育成体系プロジェクト委員会の答申(2016年)を踏まえた寺院サポート講座の準備を進め、「お寺のビジョン作成研修」、「新しい日常」の中での家庭・寺院における仏事奨励リーフレットを作成、配布していきます。

②令和5年度宗務の基本方針案に「新しい「領解文」

答
①教区会からの提言、賦課制度の見直しにかかる対応について
②ご消息について
③本願寺龍谷会問題にかかる対応について

対応について

問
①教区会からの提言、賦課制度の見直しにかかる対応について
②ご消息について
③本願寺龍谷会問題にかかる対応について

梨本興正議員
(国府・僧侶)

①教区会からの提言、賦課制度の見直しにかかる対応について
②ご消息について
③本願寺龍谷会問題にかかる対応について

問
①新賦課制度の今後の注目点は、信頼度の高い寺院収入の申告を得る方途と、住職・衆徒・門徒への賦課の割合の行方です。2022年「同朋の会」上梓の「同朋教団の悲しみ」で、派内に本寺を支える寺中寺院があり、門徒の支えだけでない実態が報告されました。経済誌の報道によれば寺中寺院は廃寺になる可能性が一番高いとされています。黙認されてきた寺中寺院や経済的に苦慮している寺院に配慮する議論を求めるとともに、新賦課制度の詳細はいつ明らかになるかお答えください。

②未だに個人情報の不正請求事件があり、あわせて人権を侵す事犯があとを絶たない状況です。個人情報管理、ハラスメント対策に関し職員の意識調査をお願いします。職員の人権意識と、参拝・来訪者や電話対応の現場を心配します。2021年6月に始まり、2021年4月には個人情報保護法の改正とパワー・ハラスメント防止措置の全企業義務化といった、人権意識

問
①新賦課制度の今後の注目点は、信頼度の高い寺院収入の申告を得る方途と、住職・衆徒・門徒への賦課の割合の行方です。2022年「同朋の会」上梓の「同朋教団の悲しみ」で、派内に本寺を支える寺中寺院があり、門徒の支えだけでない実態が報告されました。経済誌の報道によれば寺中寺院は廃寺になる可能性が一番高いとされています。黙認されてきた寺中寺院や経済的に苦慮している寺院に配慮する議論を求めるとともに、新賦課制度の詳細はいつ明らかになるかお答えください。

②未だに個人情報の不正請求事件があり、あわせて人権を侵す事犯があとを絶たない状況です。個人情報管理、ハラスメント対策に関し職員の意識調査をお願いします。職員の人権意識と、参拝・来訪者や電話対応の現場を心配します。2021年6月に始まり、2021年4月には個人情報保護法の改正とパワー・ハラスメント防止措置の全企業義務化といった、人権意識

問
①新賦課制度について
②職員人権啓発研修について

黒田玲議員
(新潟・僧侶)

進め、「お寺のビジョン作成研修」、「新しい日常」の中での家庭・寺院における仏事奨励リーフレットを作成、配布していきます。

策委員会で各地域の特性に応じた対策が実施され、中央寺院振興対策委員会でその情報を各教区及び過疎対応支援員に還元し、支援員間の情報共有、支援員の研修も行っています。首都圏では、布教所などの開設、都市開教事務員の募集、法務委託代行制度の活用、離郷門信徒の集いなどの取り組みを周知、奨励していきます。また、僧侶育成体系プロジェクト委員会の答申(2016年)を踏まえた寺院サポート講座の準備を進め、「お寺のビジョン作成研修」、「新しい日常」の中での家庭・寺院における仏事奨励リーフレットを作成、配布していきます。

答
①「男女共同参画」のより一層の推進について
②「仏教徒として「抑止力で保たれる平和」をどう考えるかについて

問
①「男女共同参画」のより一層の推進について
②「仏教徒として「抑止力で保たれる平和」をどう考えるかについて

問
①「男女共同参画」に学び、行動する「伝わる伝道の実践」を掲げています。ご指摘通り、ご門主様のお心を丁寧に伝えていかねばならないと認識しています。先般の宗門総合振興計画推進会議でも報告の通り、様々な普及策を講じ、全教区・特区での学習会、解説本の発刊を予定しています。

②社会福祉法人本願寺龍谷会に関する問題については、関係会議で議員の皆様に報告してきました。『宗報』の2022年9月号、2023年1月号に、詳細な内容ではあります。先般の宗門総合振興計画推進会議でも報告の通り、様々な普及策を講じ、全教区・特区での学習会、解説本の発刊を予定しています。

問
①後継者が決まっていない寺院が全国には多くあり、5年、10年、ましてや20年後にはさらに増加し、少子化で僧侶数も減少します。後継者問題は各寺院の親戚・隣寺・組内で解決されましたが、今後は宗派として対応して

答
①「寺院における後継者問題」について
②①「お念仏とご縁のない人にどのようにしてご縁をもつのか」について

河原善雄議員
(京都・僧侶)

の醸成とともに気付きが細部に広がっています。すべての命が尊く願われてあるといただく宗門にあつては、職員の人権啓発研修は最優先です。人権意識の高まりで多くの課題も見えてきました。宗門外の諸団体や個人とも共同じ、人権研修に取り組むべきです。

②総長の執務方針演説の通り総局は「賦課基準の見直しについて(第3次答申)」の内容を関係方面に報告、相談し、皆様と共に慎重に取り組みを進める所存です。経済的に苦慮している寺院への配慮についても第3次答申にあります。が意見を踏まえ取り組んでまいります。

2014年に「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会冊子を作成し、職員研修会を開催し、その後、本件について個人情報保護の観点から人権問題の「職員人権研修会」を2022年7月に開催しました。また、職員の人権意識のアンケート調査、並びに「人間の尊厳性を学ぶ」ハラスメントを通して「2021年2月に実施しました。新入職員研修会などでも人権問題を取り扱っております。また、同団法人同和教育振興会、全日本仏教会、真宗教団連合など外部団体と連携しています。

答

①切実との示唆は「第11回宗勢基本調査」でも把握しております。一方、築地本願寺主催の「築地の寺婚」や直属・一般寺院などの婚活イベントなどがあり、寺院の実情に応じ地域を中心とした対策が大変効果的です。お念仏にご縁のなかつた多くの方々に対する今後のさらなる取り組みの発展と、新たな方策を拝観や、築地本願寺の銀座サロン等もありますが、お念仏にご縁のなかつた多くの方々に対する今後のさらなる取り組みの発展と、新たな方策を

答
①2001年3月に「差別されてきた女性の立場から怒りと願いを教団が受けとめる場」として設置された「男女共同参画を考える委員会」が、「性差別を克服する原理を宗教者の立場から明らかにすることが教学の課題である」とし当時の総局に、「提言書」教団共同参画をすすめるために「性差により女性は劣つた存在だと軽視することになんら疑問も感じてなかつた男性僧侶が社会や教団から厳しく問われていることを指摘して22年が経ちますが、宗門の男女共同参画はほぼ変わっていません。私たちはこれを同朋教団としての組織的、教学的な課題として真剣に向き合つてこなかつたとい

うことでしょうか。宗務所内にジエンダーに関わる施策を統一的な視点で調整する部局の設置と特別職・管理職、教務所長、仏教婦人会総連の言葉を引用し核兵器など武力による「抑止力」に疑念を呈されました。「仏法の前に武器は沈黙する」状況を作るのが教団の社会的責任であると考えます。また、仏教徒のリアリズムとは、國家間のパワーゲームのなかで自国民だけの安全を求めるではなく、「遠く通ずるに、それ四海の内みな兄弟とするなり」(彌彌大師)との本願の確かさを信じる當みのなかにあると信じます。核兵器威嚇が常態化している世界情勢をどう考えていますか。

答
①「新たにめざす持続可能な宗務組織構築するための具体策」に基づき、僧籍、教師の有無に関係なく管理職任用資格試験の受験を願い出る制度に変更し、現在宗務所の女性管理職は5人です。引き続き環境整備や職員の意識、組織風土も整え、多様な人材を受け入れる土壌を作つてきます。各連盟や講師等は、性別に関係なく能力等を考慮して講師をお願いしています。ご指摘の部局の設置は、今後、専門家に学び検討していきたいと思います。

答
②防衛費の増額や、日本で「核共有」の議論が起こるなど、軍事力増強への傾斜には注意が必要です。抑止力「軍事力によって相手を威嚇し、相手が攻撃することを想いとどまらせる力」(平和に関する論点整理)による平和は軍事力を増強し続ける問題を避けられません。しかし、ただ批判するのみでは現実を無視したものとなりかねません。日本では、北方領土問題という固有の問題が深く関わることが世論に反映されている、と考えられるからです。「平和に関する論点整理」で指摘したように、「いたずらに脅威を煽る」ではなく、軍事的な意味も含め現状を冷静に理解して「いくことが必要です。議員の「仏法の前には武器は沈黙する」という理想には当然同感し

いくべきではないでしょうか。

②お念仏のみ教えを広く一般に伝えるため、各寺院では掲示伝道やインターネット、SNSでの情報発信など工夫を凝らしています。宗派や本願寺も修学旅行生の境内案内、旅行社を通じての拝観や、築地本願寺の銀座サロン等もありますが、お念仏にご縁のなかつた多くの方々に対する今後のさらなる取り組みの発展と、新たな方策を



具体的な実践を考えていきます。

①真宗教團連合の更なる連携強化について
共に具体的課題に取り組もう



廣野允士
(富山・門徒)

①真宗教團連合を構成する真宗十派は、宗教離れ、過疎、過密による寺院の存立基盤の変動、海外布教、財政・組織改革、デジタル改革などの共通課題に対し、慶讃法要の本年を契機に協力して取り組むべきです。特に無住寺院の問題や、過疎問題への協力関係は拡大すべきと考えます。また「平和・平穏を希求する仏教」の役割は、今後、重要性を増します。浄土真宗の海外布教の人財が希少である現状に照らし、更なる協力体制の強化が必要です。見解を伺います。

①真宗各派、伝統仏教教団に共通課題がありますことはご指摘の通りです。「第11回宗勢基本調査」に基づき、2023年2月、真宗各派、他仏教教団に案内し「過疎問題連絡懇談会」を開催し、情報交流を図りました。また、国際伝道に関しては、現地での伝道活動をはじめ、国際セントーを窓口とし開教使の養成、宗門関係学校や仏教学院等と連携した留学生の受け入れ、聖典翻訳につとめることはもとより、2019年にサンフランシスコに開設の「浄土真宗インター・ナショナルオフィス」では、開教区・開教地の枠を超えた取り組みが進められています。現在、真宗大谷派との間で、各派の国際伝道の情報交換・事業交流、広く他団体との協力関係の構築に共同する所と述べてあります通り、議員のご提言を踏まえ、引き続き強化してまいります。

①新しい「領解文」は、宗門長期振興計画により宗門総合振興計画に引き継がれた課題であります。2022年8月に組織された現代版「領解文」制定方法検討委員会は、同年11月に「念仏者として領解すべきことを、正しく、わかりやすい文章を用い、口に出して唱和する」とで、他者に浄土真宗の肝要（安心）が伝わるものでなければならぬ」と答申しました。門主が消息を発布されるのは当然のことですが、宗法第11条第2項には「前項の消息の発布は、あらかじめ勸学寮の同意を経なければならない」とあります。ところが発布された消息は「師徳」の4行が付加されたもの以外は、2021年4月「立教開宗記念法要（春の法要）」のご親教（浄土真宗のみ教え）そのものですが、ご親教は総局の申達のみでなされますが、ご消息の発布は、あらかじめ勸学寮の同意が必要です。ご親教がご消息とし、新しい「領解文」になることは、おそらく同委員会も想定外のことだったでしょうし、勸学寮が宗意安心の事後承認をしたとも受け取られます。が、総長のお考を伺います。

①現代版「領解文」制定方法検討委員会の、2019年にサンフランシスコで開催された「答申」は宗派の思想と行動に生かしていくべきであります。が、疑問と公聴会で指摘が多くありました。「答申」は宗派の思想と行動に生かしていくべきであります。

「本願寺新報」2月1日号での勸学寮の解説には、「平易さを重視し、唱和する事を目的としたために、その肝要を現代版に直したものである」と、いかに味わつて拝読いただきのか、肝要を詳しく解説いただいています。ご門主様のお心を深く受け止め、多くの方に新しい「領解文」を共々に拝読、唱和させていただこうことを原則とし、そ

①ご親教がご消息になる過程について



竹中了哲
(富山・僧侶)

の周知と普及の徹底に努めてまいります。

①「戦後問題検討委員会答申」の位置づけについて
②「戦後問題検討委員会答申」「平和センター設置」について
③「部落差別解消推進法」から



神戸修
(大阪・僧侶)

①ロシアのウクライナ侵攻を利用し、日本政府は「安保3文書」を閣議決定し「専守防衛」を覆し、防衛費GDP2%の12兆円もの増額を目論んでいます。非戦平和の誓いを実現し、宗教団の社会的存意義の發揮に今こそ重要な「戦後問題検討委員会答申（1996年）」（以下「答申」）の存在を知らぬとの声や、「平和に関する論点整理」に「答申」が生かされていなかったのか疑問と公聴会で指摘が多くありました。「答申」は宗派の思想と行動に生かしていくべきです。

②教団の戦争協力の史実・史料を公表し、社会的責任を果たすため「平和センター（仮称）」を開設し、平和問題に取り組むべき」との「答申」の願いを実現すべきではないでしょうか。

③「部落差別解消推進法」は、今なお部落差別が存続し、さらに情報化による部落差別の変化の問題、例えば動画「鳥取ループ（示現舎）」「全国部落探訪」で住民が特定される情報、中には墓地や寄付者名の看板までが映り、寺院が知らぬ間に身元調査に加担させられていることを明示しました。ではおられるのかお聞かせください。

①予決算は宗門法規に基づき問題なく運営されています。予算は、宗会後に常務委員会企画諮問会議で報告し、決算は、2017年度から宗会議員の皆様に説明会を開催しています。また、2012年の宗門の機構改革以降、各部門の成果や施策は、「宗報」「本願寺新報」はじめ、ホームページ、公式SNSへの投稿を行い周知されています。宗会議員たる常務委員の全議員への情報共有は十分ではなく、制度上、有識者たる常務委員は予算審議に入らずに補正予算と決算を担当現状はねじれです。一般寺院に「寺院収入報告書」を求める前に宗派会計のあり方を見直すべきではないですか。

①宗派の会計規程と
②新たな賦課制度について
③浄土真宗の教義と御消息発布について



渡邊幸司
(安芸・僧侶)

取り組みの宗令・宗告を発布、「総局見解」を示し戦争協力の過ちを認め、認識は明らかにされています。「平和に関する論点整理」の「答申」の踏襲は、2017年8月号の「宗報」で「総合的な内容を持つ『答申』を指針とし、論点整理が作成されている」の説明の通りで、現在も受け継ぎ取り組みを進めています。ご指摘の通り「答申」は今後の宗門の非戦・平和への取り組みにおいて常に再確認されるべきです。

②教団の戦争協力の史実・史料の公表は2019年度に宗門総合振興計画事業として、映画「ドキユメンタリー沖縄戦」を製作しています。同年「浄土真宗本願寺派戦時被災等調査委員会」及び「戦時調査室」を設置、翌年、宗門寺院に戦争が及ぼした影響の調査を実施し、戦争に関わる基礎的事実を示す資料（文書・写真・墓碑等）の情報報と、戦時被災に関する情報や資料を収集し一部は伝道院、お茶所で「宗門寺院と戦争・平和展」（仮称）の開設は今後、議論が必要ですがご指摘の通り「答申」を体现すべく、戦争の記憶や記録を次世代に残す取り組みも引き続き継続していきます。その柱が各組の実践運動人権啓発推進僧侶研修会で「同和問題（部落差別解消推進法）」など多様な人権問題を設定し進めています。また門徒対象の各組の連研で「連研ノートE改訂版」の一問い8に差別問題を設定、門徒推進会員中央教修も同様に重要な法座活動の柱としています。さらに、研修を総合的に「コーディネートできる講師の養成中央実習（3年間）も開催し、現地研修を含め進めており、ネット上の差別問題は外部講師を招聘しています。

③本派は連如上人より拝す「信心正因 称名報恩」の枠組で教学的言語体系を構築しましたが、この度の新しい「領解文」は、阿弥陀仏の救いが大乗仏教に則し、生仏一如のおさとり、自然の浄土など、宗祖の教學に立ち帰り領解されたお心と受け止めております。しかし誤解により布教現場は混乱しております。ご親教「浄土真宗のみ教え」とほぼ同じ内容のご消息の発布までに宗門全体にお心を伝えられるべきでした。また宗派公式WEBサイトの総長の「ごあいさつ」の「そのままでいい そのまま そのまま そのまま」

いよ」のお慈悲をおおおせ「そのまま」とおおせのままに、この愚身を任す、このまんま、これすなわち南無阿弥陀仏」や、ご著書「この世と「あの世」を結ぶ言葉」での「すべての依りどころは「縁起・空」にあり」からは受け難い宗祖の教學を含めご消息のお心をどう受けられておられるのかお聞かせください。

①予決算は宗門法規に基づき問題なく運営されています。予算は、宗会後に常務委員会企画諮問会議で報告し、決算は、2017年度から宗会議員の皆様に説明会を開催しています。また、2012年の宗門の機構改革以降、各部門の成果や施策は、「宗報」「本願寺新報」はじめ、ホームページ、公式SNSへの投稿を行い周知されています。宗会議員たる常務委員の全議員への情報共有は十分ではなく、制度上、有識者たる常務委員は予算審議に入らずに補正予算と決算を担当現状はねじれです。一般寺院に「寺院収入報告書」を求める前に宗派会計のあり方を見直すべきではないですか。

②総合研究所の聖典編纂部門が他派の信頼を得るほどの聖典を生みました。同部門を含め組織のスリム化が始まっているそうですが、現代語訳、既出の聖典の見直し、基礎研究はまだ必要で、編纂のノウハウは一度失えば再構築は至難であり、喪失を危惧します。この改革の意図と具体性を明らかにしてください。

③本派は連如上人より拝す「信心正因 称名報恩」の枠組で教学的言語体系を構築しましたが、この度の新しい「領解文」は、阿弥陀仏の救いが大乗仏教に則し、生仏一如のおさとり、自然の浄土など、宗祖の教學に立ち帰り領解されたお心と受け止めております。しかし誤解により布教現場は混乱しております。ご親教「浄土真宗のみ教え」とほぼ同じ内容のご消息の発布までに宗門全体にお心を伝えられるべきでした。また宗派公式WEBサイトの総長の「ごあいさつ」の「そのままでいい そのまま そのまま そのまま」



漫画、心に響く「伝わる言葉」や、1分間の法話動画等、多様なコンテンツを発信しています。現在の実践目標に取り組む意義の周知徹底は、ご指摘の通りです。令和4年度は、宗務の基本方針の具体策「伝道教団の社会貢献である実践目標に取り組む意義のさらなる周知徹底」の取り組みのなかで、教区・特区重点プロジェクトリーダーへの研修会の開催をはじめ、組リーダーを対象とした研修会を各教区で開催するよう働きかけや、各教区・組の各種研修会へ宗務所員を講師として派遣する講師派遣制度の積極的な利用を促し、実践目標に取り組む意義等について理解を深めていただいています。また、「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会でも、実践目標に取り組む意義等をあらためて確認し、各現場で周知徹底に努めていただくよう働きかけており、今後も様々な取り組みを通して、伝道教団の社会貢献である実践目標に取り組む意義のさらなる周知徹底に努めます。次にロシアによるウクライナ侵攻で、「平和に関する論点整理」第11回宗門教学会議、第10回六条円卓会議は、「平和構築と自衛権をどう考えるかーロシアによるウクライナ侵攻を受けてー」をテーマに開催しました。また、「平和に関する論点整理」の執筆に深く関わった、総合研究所前副所長の藤丸智雄氏を招聘し、「平和」をテーマとした六条円卓会議の「分散討論会」を2022年9月2日に開催しました。これらの協議、討論の内容は、「宗報」に順次報告していく予定です。こうした研究を踏まえ、「平和に関する論点整理」及び「平和に関する論点整理」をテーマとした公聴会における意見集約」を土台としながら、ロシアによるウクライナ侵攻を受けて生じてきた新たな論点を加えた研究成果の作成を進めています。

②第320回定期宗会で「宗門の人材育成の展望」についての私の通告質問に対し、「寺院サポート講座（お寺の、ビジュン作成研修）」をはじめ、今後、住職、僧侶に必要な研修内容と受講体制を整えていく予定であるとともに、「僧侶として終身勉学布教を実践できるようフォローアップ体制をますます充実していく」と答弁されました。この答弁の通り、寺院サポート講座の始動と内容の充実、坊守サポート制度の構築が進められ

答 ① 総合研究所の聖典編纂事業は、宗門長期において取り組み、「淨土真宗聖典（原典版）」並びに「同（七祖編）」の刊行に始まり、両書に収録された聖教についての延べ書きとして「註釈版」を二編に分けて刊行しました。そして、別途一大計画として「淨土真宗聖典全書」全六巻の完結をみました。「註釈版」本編部分の現代語訳が概ね完了しており、「重要なものの作業完了」とは、このことを指しています。「淨土真宗聖典（七祖編）」の現代語版は、次年度の早期に刊行が予定されていますが、この業務は「編纂」というよりも、「伝わる伝道」のなかの一つとして現代の人々に向け、聖典のお心を広めていく、「普及」の名のもとに継続を予定しています。七祖聖教の現代語訳は、本願寺出版社から淨土真宗聖典「十住毘婆沙論」淨土論（現代語版）の刊行を予定しています。七祖聖教の意訳は、50年以上も前になされたもので、その後の研究の進展は全く反映されておらず、森議員ご指摘のように、差別語の手当についても不十分であり、このままでは差別的内容の無批判、あるいは拡散になりかねません。この思いは総合研究所でも同様であり、この意義に鑑み、この度の現代語訳を企画しました。

〔3〕「新しい「領解文」（浄土真宗のみ教え）についての消息」の発布を受け、令和4年度 第6回企画諮問会議では普及策の報告、また令和5年度宗務の基本方針（案）の注力項目1に「新しい「領解文」（浄土真宗のみ教え）」の学びと実践が掲げられましたが、周知・普及の具体策をお尋ねします。また「ご消息」には「僧俗問わず多くの方々」とありますが、宗門外に向けても周知・普及を図られるのでしょうか。また「本願寺新報」（2月1日号）の「ご消息」には「僧俗問わ新しい「領解文」としてお示しの部分のみの解説が掲載されました。「ご消息」全文の解説ではないものを「ご消息解説 勸学寮」とされた理由をお尋ねします。

宗務の質の統括の力との人材による運営を行ひ、令和7年4月1日からの新制度始動に向け公聴会での意見や、企画諮問会議、宗門総合振興計画推進会議等に諮り努めています。

③ 第27回宗門総合振興計画推進会議で、新しい「領解文」の周知・普及策として、1. 慶讃法要時の各種施策、2. 各種発行物・掲示物等への掲載 3. 解説・普及本及び物品等の頒布、4. 宗務所朝礼で拝読、5. 学習会、6. その他として僧侶養成機関や教化団体の会合等、龍谷総合学園加盟校の行事や仏事等で拝読・唱和、各種発行物・掲示物等への掲載、勸学寮による解説文の「本願寺新報」「宗報」への掲載、掲示用紙の調製、全国の寺院への配布など具体的に取り組みます。「本願寺新報」に掲載の解説は勸学寮からの一察員会議の議を経て、ご消息解説文を作成いたしましたので、新しい「領解文」(浄土真宗のみ教え)の拝読、唱和の普及にご活用いただきますよう」との公文書を受けて全文を掲載しております。

語の取り扱いの研究成果と現状をお伺いします。宗門は先の大戦に加担した反省のうえに非戦・平和の課題に取り組んできました。現在の重点プロジェクトも「平和に関する論点整理」をテーマとした公聴会での意見集約を経て、始めたもので約5年間の募金総額は8500万円弱です。評価は様々でしようが今後も継続されるならば検証と併せて、平和貢献の本義を宗門全体で理解を深め、より周知・徹底を行うべきです。戦後80年の2年後に向け「平和に関する論点整理」の第二次報告や世界の現状を踏まえたうえでの非戦平和の研究の進捗をお伺いします。



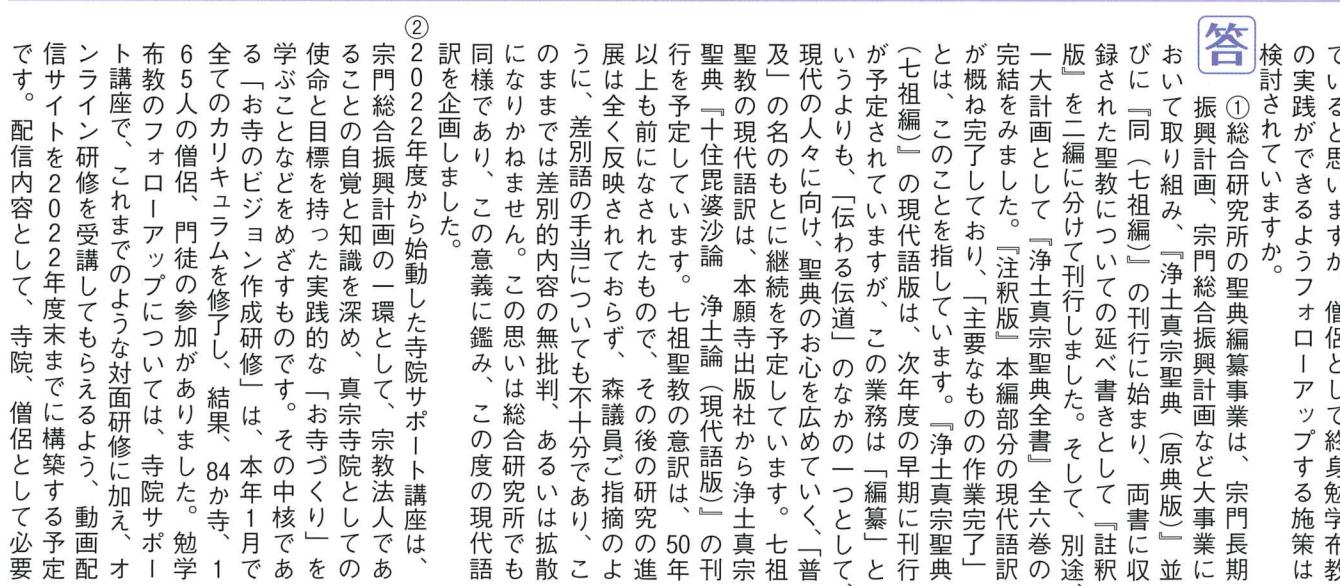
森眞仁議員
(大分・僧侶)

② 僧侶の育成体系について



加藤尚史議員
(熊本・)

① 「伝わる伝道」ご法義の肝要を、正しく、
わかりやすい言葉で伝えるための工夫について
② 「非戦平和」の願いについての
取り組みについて



答 (1) 総合研究所の聖典編纂事業は、宗門長期において取り組み、「浄土真宗聖典（原典版）」並びに「同（七祖編）」の刊行に始まり、両書に収録された聖教についての延べ書きとして『註釈版』を二編に分けて刊行しました。そして、別途一大計画として『浄土真宗聖典全書』全六巻の完結をみました。『注釈版』本編部分の現代語訳が概ね完了しており、「主要なもののは作業完了」とは、このことを指しています。『浄土真宗聖典（七祖編）』の現代語版は、次年度の早期に刊行が予定されていますが、この業務は「編纂」というよりも、「伝わる伝道」のなかの一つとして、現代の人々に向け、聖典のお心を広めていく、「普及」の名のもとに継続を予定しています。七祖聖教の現代語訳は、本願寺出版社から浄土真宗聖典『十住毘婆沙論』淨土論（現代語版）の刊行を予定しています。七祖聖教の意訳は、50年以上も前になされたもので、その後の研究の進展は全く反映されておらず、森議員ご指摘のように、差別語の手当についても不十分であり、このままでは差別的内容の無批判、あるいは拡散になりかねません。この思いは総合研究所でも同様であり、この意義に鑑み、この度の現代語訳を企画しました。

② 2022年度から始動した寺院サポート講座は、宗門総合振興計画の一環として、宗教法人であることの自覚と知識を深め、真宗寺院としての使命と目標を持つた実践的な「お寺づくり」を学ぶことなどをめざすものです。その中核である「お寺のビジュヨン作成研修」は、本年1月で全てのカリキュラムを修了し、結果、84か寺、165人の僧侶、門徒の参加がありました。勉学部教のフォローアップについては、寺院サポート講座で、これまでのような対面研修に加え、オンライン研修を受講してもらえるよう、動画配信サイトを2022年度末までに構築する予定です。配信内容として、寺院、僧侶として必要

②宗門は先の大戦に加担した反省のうえに非戦・平和の課題に取り組んできました。現在の重点プロジェクトも「平和に関する論点整理」をテーマとした公聴会での意見集約を経て、始めたもので約5年間の募金総額は8500万円弱です。評価は様々で、ようやく今後も継続されるならば検証と併せて、平和貢献の本義を宗門全体で理解を深め、より周知・徹底を行うべきです。戦後80年の2年後に向け「平和に関する論点整理」の第二次報告や世界の現状を踏まえたうえでの非戦平和の研究の進捗をお伺いします。

①「伝わる伝道の研究と実践プロジェクトチーム」のひきたよしあき氏が「宗報」（令和5年1月号）で述べた通り今の日本は「多価値観国家」で一つの言葉で、正しく、わかりやすく伝えることは不可能と認識しており、現代人の特性（理知的・自己肯定的・主体的）や多価値観を踏まえ、対象別の細かい「伝わる伝道」への本質的転換を理念とし、ご縁の薄かった初縁者が、段差を感じさせない「伝道のスロープ化」により、最終的に仏前で仏法聴聞を喜ぶ念佛者に育てられるという方向性であります。ご指摘のように、經典や聖典の言葉は難解な専門用語ですが、教義を100年後、200年後に伝えられるためには不可欠の言葉です。ひきたよしあき氏は、これを「第1言語」と呼び、「伝わる伝道」に必要なことは「第2言語」を持つことと指摘されています。現在、プロジェクトチームや総合研究所を中心に「第2言語」を創出するため、經典や聖典の言葉を、生活実感のある言葉や、人生の悩みに応える言葉に大胆に翻訳する試みを重ねています。「伝わる言葉」の創出についてはプロジェクトチームを中心に方向性や内容について協議を重ね、これを受け総合研究所では研究会を重ね、有益な情報は宗報等で発信しています。「伝わる言葉」の具体的な取り組みは、一般生活者に伝道の間口を広げ、一人でも多くの方に仏法を伝えることを目的に、宗派公式インスタグラム等を開設し、本願寺等の写真や仏教

答
今後、「龍谷」の名を冠する学校から、「乳幼児の教育・保育」を学び、次代を担うこどもたちを育成する保育教諭・保育士を養成する部門がまったく無くなるのでしょうか。こどもの保育や保育教諭・保育士の養成について今後の展望を聞かせてください。

①2021年12月20日付の龍谷大学理事会の資料によれば、少子化を起因とする厳しい学生募集状況により、近年は入学定員を充足することが困難な状況が見受けられることや、全国的に短期大学の存続が厳しい状況にあることなどから、同大学短期大学部の長期的且つ安定的な運営の将来性が論議されるに至っています。また、同資料によれば、浄土真宗の精神を建学の精神とする同大学が、幼稚園教諭や保育士を養成することに大きな意義があるとの考え方から、短期大学部こども教育学科の教学資源を既存学部で活用することを視野に入れ、将来的に短期大学部を廃止することを検討する旨が確認されています。現状としては、短期大学部を廃止する方向性は確認されてはいるものの、未だ廃止することについては決定されておらず、現在、学内で審議が続けられており、学外への公表はもとより、同大学における全体的な論議にまでは至っていないものと認識しています。宗派保育連盟理事会の決定を経て、2022年12月22日付で、龍谷大学に、こども学科存続の要望書を提出し、2023年1月26日には、保育連盟理事長、事務局長と、龍谷大学副学長、短期大学学部長とが話し合い、大学から現状や経緯の説明を受けるとともに、あらためて保育連盟の要望を伝えています。総長及び総務が大学理事会の役員に就任しており、種々対策を講じ、引き続き努力してまいりますが、同大学の役員という立場からは、大学の経営悪化や負担に繋がる判断は難しいと考えています。学校名に「龍谷」の付いた大学に限らず、龍谷総合学園加盟の各大学では、幼稚園教諭や保育士の養成課程を持つ学校が複数あり、仏教や浄土真宗のみ教えを基盤とする建学の精神に基づき、人材の育成に取り組まれています。現在のところ、特に幼保

問 ① 現行に「宗制」第2章に「本宗門の聖教は次のとおりとする」と聖教の名前を列記されています。「宗制」の解説書では「聖教に準ずるもの」の一項を設け、具体的に聖教に準ずるもののが示されています。譬如上人、蓮如上人以外の歴代宗主の撰述は「聖教」「聖教に準ずるもの」のなかには含まれていません。よって、私は「新しい「領解文」（浄土真宗のみ教え）についての消息」は、聖教に準じないと理解いたします。しかし、旧「宗制」では、歴代宗祖の撰述は、聖教に準ずる扱いであつたため、その認識まま、この度の「御消息」をいただかれた方々からの戸惑いの声が、特に布教の現場にある方などから多く聞かれます。一般寺院、僧侶、門徒の方々は、法座の度毎に現行の領解文を唱和してきた歴史があり、新しい領解文には少なからず抵抗感があります。このような戸惑いを解消するため、この度の「御消息」の位置づけについて総長の明解な回答を求め、立場もおりと存じますが布教の現場にもご配慮いただき、強制的な普及を進めることをやめていただきたいことを要望します。



下川弘暎議員
(福岡・僧侶)

問(1) 政府は圧倒的多くの世論の反対を押し切
り、街頭演説中に狙撃され亡くなつた安倍
晋三元首相の国葬を強行しました。このことは
「国家が個人を追悼する」という、私たち宗教教
団にとり看過できない大きな問題がその本質に
あります。かつて国家の戦争に追随し、多くの
人々を戦争の惨禍に陥れてしまつた宗門として、必然的に向き合つべき課題でもあると思います。
戦時中、宗教は、戦争を正当化し、戦死を崇高
なるものへと価値転換させる装置として、有効
に機能してきました。またこの事件は、はから
ずも旧統一教会と政治の深い関係という問題を
露呈させました。特定の宗教団体と政権が長年
にわたり癒着してきた構図は、政治の宗教への
関与などを禁じた憲法第20条に違反することは
明らかです。これらの問題に対しても宗派のメッセ
ージを発信するお考えはありますか。また「政
治(国家)と宗教の問題」についての研修会の
実施、教材作成などを行うお考えはありますか、
慶讃法要のご修行にあたり全国約80000人の門

徒推進員を対象にボランティアを募り、法要中の参拝者の出迎えや境内案内をしていただきます。企業や団体、行政が主導して行うボランティアは、交通・宿泊にかかる経費は主催者が負担していることが多いようです。しかし、宗派が募集する今回のボランティアは、傷害保険加入費や宿泊費は自己負担で、宿泊場所も自らが手配することになります。慶讃法要までの時間はあまりありませんが、今からでも交通・宿泊費を宗派が負担するようになるお考えはありませんか。

答 ①多くの世論の反対を押し切り、政府が「国葬」を強行したことは大変遺憾であり、「国家が個人を追悼する」ことは、靖国問題とも共通することで、大きな問題を抱えています。政教分離についても、過去の戦争とともに議論議していかねばならない問題です。2003年度には、「国家と教団」について考える研究会が設置され、種々の議論を経て、2009年にその成果として、「ブックレット 知つておきたい(国家と宗教)」がまとめられました。その後も平和問題や憲法問題、宗教問題に関連して、情報収集と研究を継続しています。また、「政治(國家)と宗教の問題」に関する研修会の実施や、教材作成等についても、継続的な情報収集と研究を行い、必要に応じて研修会を開き、それに伴う教材作成を行っていきます。

②門徒推進員の法要ボランティアは、2011年の親鸞聖人750回大遠忌法要修行にあたり、これまで法要をお勤めし運営するのは僧侶で、門信徒は参拝するもの、とされてきた法要の在り方に対し、門徒推進員の皆様から「私たちもスタッフとして法要に積極的に参画したい」との具体的な要望があり始まつたものであり、門信徒と僧侶の共同参画をめざして取り組まれたものです。この取り組みは、2017年の伝灯奉告法要、慶讃法要に引き継がれました。参拝の方々の境内でお迎えや、お見送りをし、門信徒と僧侶が共に法要を作りあげるために門徒推進員の皆様にボランティアとして参画してい

改正したものです。旧「宗制」には、「宗祖の撰述」に続いて、「御文書その他歴代宗主の撰述及び宗祖又は歴代宗主の尊重された聖教は、宗祖の撰述に準ずる」と規定されていました。2004年5月に、宗門の戦時問題への対応として、「宗門が1931(昭和6)年から1945(昭和20)年まで、先の戦争に関して発布した消息や直諭・親示・教示・教諭・垂示などは、これを依用しない」旨を当時の即右門主が「宗令」で明らかにされ、また、これに関連する当時の宗務的措置が、政治の軍国主義化のもと、国策としての戦争や国体護持に協力するなかで発布されたもので、国の侵略戦争に協力したものだったとの反省に立ち、それらの失効を正式に表明した総局見解を「宗告」で発布されました。このことが「聖教に準ずるもの」の在り方の論議の直接の背景でした。当時の提案理由は、「歴代宗主の撰述すべてを「宗祖の撰述に準ずる」、すなわち、宗祖の撰述と同等に扱うという在り方の問題性を通して、聖教とは何か、また聖教に準ずるものとは何か、その明らかな定義までが問われたものと判断し、検討を進めてまいりました。その結果、宗門の根本法規たる「宗制」において「聖教」の章に定めるべきことは、本宗門が正しく依りどころとし、浄土真宗の教義・信仰を支える根幹となる不变一貫したものであるべき、との結論に至ったのであります。なお、従前「宗祖の撰述に準ずる」とされております歴代宗主の撰述、その尊重された典籍類を今後どのように扱うかについては、「宗制」で「聖教」の章に定める範囲を、その定義に基づいて限定するまであって、それ以外を敬重の対象から除外するという意図を有するものではなく、従つて、歴代宗主の撰述及びその敬重された典籍類は、宗祖以来の伝灯を受け継がれ、法灯を伝承された方のそれとして、これまで通りに大切に扱つていかねばならないとするものであります」と説明されています。この度のご消息は、現行「宗制」に定める「聖教に準ずるもの」には該当し



嶋田典之議員
(大阪・門徒)

問 ①先般、宗門校・龍谷大学短期大学部の「子ども教育学科廃止」の話を聞きました。同学科は、宗門の「まことの保育」を推奨するための学術的基礎構築の中心で、優秀な保育者を養成し、宗門関係の幼児教育・保育機関などに送り出してきました。この件は宗派内にあまり伝わっていません。龍谷大学は宗派が設立母体となり、浄土真宗のみ教えに基づく教育を行う大学で、総長が理事長、総長の推薦する総務3人が理事に就任することになっています。総局は実情をよくご承知と存じますので、子ども教育学科廃止の経緯を説明してください。2023年4月1日から「子ども基本法」が施行され、内閣総理大臣の直属機関として内閣府外局に「子ども家庭庁」が創設されます。すべてのことどもが自立した個人として、等しく健やかに成長出来る社会の実現に向け、今まで別々に担われてきた関連諸課題に対する司令塔機能を一本化し、すべてのことどもの育ちの保障や居場所づくりなどを主導するものとして大いに期待されています。このような時期に、子どもたちの支援に関わる学科を廃止することは、これから日本社会を担うことどもたちを育てる役割を放棄することであり、時代に逆行しているとも思われます。

永年在職議員表彰

10年以上（※5年毎）在職された宗会議員を対象に表彰を行いました。

園城議長から3名の議員を表彰し、池田総務から表彰議員を代表して竹田空尊議員へ記念品が授与されました。代表謝辞に石上智康議員が登壇し「来し方を振り返りさらに謙虚に学びを深め、聴聞怠ることなく、ご安心をいただくとともにみ教えを依りどころに生きる者として、分に応じたところで、精いっぱい仏恩報謝の日暮らしをさせていただきたいと願っております。」と述べられました。

【表彰種別】 【名前（教区）】

35年表彰 石上智康（東京）

30年表彰 竹田空尊（福井）

20年表彰 足利善彰（東北）

宗会運営 委員会名簿

宗会運営委員（7人）

委員長

足利 善彰（東 北）

副委員長

助永 一男（備 後）

高屋 顯裕（福 井）

高木 光夫（福 井）

鹿多 証道（兵 庫）

亀原 了円（熊 本）

三嶋 統吾（熊 本）

2022年3月4日付

委員長

副委員長

足利 善彰（東 北）

玉田 善明（石 川）

高屋 顯裕（福 井）

和田 学（岐 阜）

宮川 孝昭（滋 賀）

鹿多 証道（兵 庫）

亀原 了円（熊 本）

2023年3月3日付

宗会議員物故者追悼法要



3月1日、本会議にて現職でご逝去された議員1名に対する追悼演説がされ、その後、御影堂にて第320回定期宗会（2022年3月）以降にご逝去された宗会議員の物故者追悼法要を行いました。対象のご逝去された議員は次の通りです。

【名前（教区）】

【逝去日】

【在職期間】

藤本 育（兵庫）

令和4年3月15日

平成17年4月22日～平成28年12月11日

大沼 善龍（福岡）

令和4年3月19日

平成7年5月15日～平成13年2月20日

山下 義円（備後）

令和4年5月21日

平成24年12月9日～令和4年5月21日

桑原 明文（東京）

令和4年9月21日

平成20年12月10日～令和2年12月13日

関口 莊六（国府）

令和4年10月15日

平成17年4月22日～平成20年10月29日

重本 英明（安芸）

令和4年11月11日

平成20年12月10日～平成28年12月11日

※「宗会だより」は宗会の様相を出来るだけ早くお伝えすることを目的に発行しています。宗務の基本方針、宗派予算等の詳細については、『宗報』を、議事の詳細な内容は、後日発刊の宗会議事録（各教務所にて閲覧可能）をご覧ください。